

<p>① 件 名</p>																
<p>原子力災害時における石巻市広域避難計画（案）の策定について</p>																
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>																
<p><b>【背景】</b>          平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね30km圏に拡大されるとともに、国の防災基本計画（原子力災害対策編）において、当該地域を含む地方公共団体は広域避難計画を策定することとされた。</p> <p><b>【目的】</b>          東北電力株式会社女川原子力発電所に係る原子力災害に備え、迅速かつ確実な広域避難を実施できる体制を構築する広域避難計画を策定するもの。</p>																
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>																
<p><b>【根拠法令】</b>          災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）          原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第165号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕</p>																
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>																
<table border="0"> <tr> <td>平成25年 3月</td> <td>石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正</td> </tr> <tr> <td>平成26年 2月</td> <td>石巻市原子力災害広域避難計画に伴う意見交換会</td> </tr> <tr> <td>平成28年 5月</td> <td>避難先市町村協議（県内27市町村）</td> </tr> <tr> <td>～12月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年12月</td> <td>国及び宮城県との協議</td> </tr> <tr> <td>～平成29年 1月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年 1月</td> <td>石巻市議会総合防災対策特別委員会で概要説明</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>避難先27市町村及び庁内各課より意見聴取</td> </tr> </table>	平成25年 3月	石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正	平成26年 2月	石巻市原子力災害広域避難計画に伴う意見交換会	平成28年 5月	避難先市町村協議（県内27市町村）	～12月		平成28年12月	国及び宮城県との協議	～平成29年 1月		平成29年 1月	石巻市議会総合防災対策特別委員会で概要説明	2月	避難先27市町村及び庁内各課より意見聴取
平成25年 3月	石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正															
平成26年 2月	石巻市原子力災害広域避難計画に伴う意見交換会															
平成28年 5月	避難先市町村協議（県内27市町村）															
～12月																
平成28年12月	国及び宮城県との協議															
～平成29年 1月																
平成29年 1月	石巻市議会総合防災対策特別委員会で概要説明															
2月	避難先27市町村及び庁内各課より意見聴取															

<p><b>⑤ 主な内容</b></p>
<p>1 目的  本計画は、東北電力株式会社女川原子力発電所にかかる原子力災害に備え、住民等の市域を越える広域的な避難措置（以下「広域避難」という。）、屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、原子力災害発生時に住民の避難等を安全かつ確実に実施するための基本的事項を定めたものである。石巻市（以下「市」という。）では、あらかじめ住民及び避難先自治体、国、県及び防災関係機関等に周知を図るとともに必要な対策を準備することにより、迅速かつ確実な広域避難を実施できる体制を構築することを目的とする。</p> <p>2 基本方針  (1) 住民や防災業務関係者等に対して、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示する。  (2) 避難の実施に通常以上の時間を要する要配慮者等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。  (3) 避難先は、地域ごとのコミュニティの維持を目指すため、基本的に同一行政区の住民の避難先は同一市町村に確保する。</p> <p>3 対象地区  避難計画の対象地区は、東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね5km圏内の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び概ね30km圏内の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）とする。</p> <p>※詳細は別添「原子力災害時における石巻市広域避難計画」（案）のとおり</p>
<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む）</b></p>
<p><b>【影響・効果】</b>  原子力災害が発生した場合、住民等へ安全に混乱なく広域避難等の防護措置を執ることができ、人命確保を最優先とした円滑かつ迅速な避難行動が講じられる。</p>
<p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p>
<p>他自治体の作成状況  南三陸町 平成27年8月作成  涌谷町 平成27年11月作成  東松島市 平成27年9月作成  美里町 平成28年3月作成  登米市 平成28年6月作成  女川町 平成29年3月作成予定</p>
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p>
<p>平成29年3月 原子力災害時における石巻市広域避難計画公表  4月～ 住民説明会（随時）  5月 住民への周知（チラシ等）  5月以降 避難先27市町村との協定締結</p>
<p><b>⑨ その他</b></p>
<p>今後の課題として、「避難経路及び避難手段の確保における関係機関との支援体制」・「避難経路での渋滞対策」・「在宅要配慮者の避難方法」・「行政機能移転体制の整備」等について計画の実効性を高めるため関係機関と協議を進め取り組んで行く。</p>